

越生町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理容器又は家庭用生ごみ処理機（以下「処理機器」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、処理機器とは次に掲げるものをいう。

- (1) 家庭用生ごみ処理容器 家庭から発生する生ごみを一定期間堆積することにより堆肥化させ、自家処理を可能とさせる機能を有する処理容器であること。
- (2) 家庭用生ごみ処理機 家庭から発生する生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱をし、減量又は堆肥化を可能とさせる機能を有する処理機（下水道管及び浄化槽等に接続するディスポーザーを除く。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、家庭から発生する生ごみ（事業活動に伴って発生するものを除く。）を処理するために処理機器を購入して設置した者で、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。
- (2) 処理機器を常に良好な状態で維持管理できる者であること。
- (3) 過去にこの補助金を受けた者である場合には、補助金交付年度から起算して6年以上を経過したものであること。
- (4) 徴税を滞納していない者であること。

(補助金額等)

第4条 家庭用生ごみ処理容器の補助金額及び補助の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助金額は、1基につき2,000円以内とする。
- (2) 補助の範囲は、家庭用生ごみ処理容器本体の購入費のみとし、1世帯につき2基とする。ただし、前条第3号に掲げる要件を満たす者については、この限りでない。

2 家庭用生ごみ処理機の補助金額及び補助の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助金額は、1基につき購入費の2分の1以内の額とし、20,000円を限度とする。この場合において、補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 補助の範囲は、家庭用生ごみ処理機本体の購入費のみとし、1世帯につき1基とする。ただし、前条第3号に掲げる要件を満たす者については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請者」という。)を、処理機器を購入した日の属する年度末までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認められたものについては、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)を、申請者に通知するものとする。

(設置完了の報告)

第7条 設置完了の報告は、様式第1号に定める事項及び添付書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、第6条に規定する通知書による通知後、速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 越生町家庭用ごみ処理器設置補助金交付要綱(平成元年要綱第2号)は、廃止する。

附 則(平成16年要綱第1号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年要綱第8号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年要綱第41号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年要綱第21号)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。